



2. 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和 62 年厚生省令第 29 号）の一部改正

外国人が、臨床修練の許可の申請に当たり、旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。以下同じ。）その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

3. 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 19 号）、柔道整復師法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 20 号）及び言語聴覚士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 74 号）の一部改正

(1) 免許の申請及び免許証の再交付

外国人が、免許の申請及び免許証の再交付の申請を行うに当たり、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書に代えて、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写しを、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者（以下「短期在留者」という。）については、旅券その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

(2) 名簿の訂正及び免許証の書換交付申請

外国人が、名簿の訂正及び免許証の書換交付の申請を行うに当たり、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び申請の事由を証する書類を、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類を添えて申請しなければならないこととする。

4. 救急救命士法施行規則（平成 3 年厚生省令第 44 号）の一部改正

(1) 免許の申請

外国人が、免許の申請を行うに当たり、外国人登録証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写しを、短期在留者については、旅券その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

(2) 名簿の訂正

外国人が、名簿の訂正の申請を行うに当たり、外国人登録証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び申請の

事由を証する書類を、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類を添えて申請しなければならないこととする。

## 第二 原本証明について

臨床修練の許可申請並びに歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師及び救急救命士の免許の申請等については、申請窓口が厚生労働省又は指定登録機関であり、貴職を経由するものではないが、申請者から保健所等に対して、当該申請に必要な書類として旅券等の写しに原本証明を求められた場合は、適切に対応するようお願いする。

## 第三 施行日

平成 24 年 7 月 9 日